

太田市まちなか文化ルーム条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

太田市長 清 水 聖 義

太田市規則第 6 9 号

太田市まちなか文化ルーム条例施行規則 (趣旨)

第 1 条 この規則は、太田市まちなか文化ルーム条例（平成 2 0 年太田市条例第 2 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 太田市まちなか文化ルーム（以下「文化ルーム」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 文化ルームの休館日は、次のとおりとする。

(1) 年末年始（1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで）

(2) 月末点検日（毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日に当たるときは、その前日とする。）

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用許可の申請)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定により、文化ルームの利用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、まちなか文化ルーム利用許可申請書（様式第 1 号。以下「利用許可申請書」という。）を利用しようとする日の 6 月前から前日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が文化ルームの管理に支障がないと認めるときは、前項に規定する期間を変更することがで

きる。

(利用の許可)

第5条 市長は、前条第1項の利用許可申請書を受理し、これを許可したときは、まちなか文化ルーム利用許可書(様式第2号。以下「利用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

(利用の変更又は取り消し)

第6条 文化ルームの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可を受けた事項を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、まちなか文化ルーム利用変更・取消許可申請書(様式第3号)に利用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理し、文化ルームの利用上及び管理上支障がないと認めたときは、まちなか文化ルーム利用変更・取消許可承認書(様式第4号)を交付するものとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第8条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額し、又は免除する額は、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 太田市又は太田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が主催又は共催する事業で利用するとき。 100分の100

(2) その他市長が特に必要と認めるとき。 市長が認定する率

2 使用料の減免を受けようとする者は、まちなか文化ルーム使用料減免申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理し、これを承認したときは、まちなか文化ルーム使用料減免承認書(様式第6号)を交付するものとする。

(使用料の還付)

第8条 条例第9条ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、まちなか文化ルーム使用料還付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 秩序を維持し、文化ルームの施設、附属設備その他物件（以下「施設等」という。）を破損しないこと。
- (2) 営利を目的とする行為をしないこと。
- (3) 政治的又は宗教活動をしないこと。
- (4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけないこと。
- (5) 許可を受けないで物品の展示及び販売並びに印刷物等の掲示をしないこと。
- (6) 火災、盗難その他災害の防止に配慮すること。
- (7) その他管理上必要な指示に従うこと。

（職員の立入り）

第10条 文化ルームを管理する職員は、管理上必要がある場合は、利用中の施設に立ち入ることができる。

（利用後の報告）

第11条 利用者は、その利用を終了したときは、文化ルームを管理する職員に利用状況を報告しなければならない。

（損傷等の届出）

第12条 利用者は、施設等を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を市長に届け出てその指示を受けなければならない。

（その他）

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に効力を有する教育委員会が行った処分その他の行為又は現に教育委員会に対してされた申請その他の行為で、この規則の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この規則の施行の日以後においては、市長が行った処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

様式第1号（第4条関係）

まちなか文化ルーム利用許可申請書 年 月 日 （宛先） 太田市長 申 請 者 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話 次のとおり利用したいので申請します。				
利用する施設	文化ルーム・北 文化ルーム・南			
利 用 日 時	曜 日	時 間		人 数
月 日		午前・午後・夜間・全日 時 ～ 時		
月 日		午前・午後・夜間・全日 時 ～ 時		
月 日		午前・午後・夜間・全日 時 ～ 時		
月 日		午前・午後・夜間・全日 時 ～ 時		
利 用 目 的				
利 用 責 任 者	住 所			
	氏 名		電 話	()
備 考				
※使 用 料	円			
※減免の有無	有 ・ 無			

注 ※印の欄には記入しないでください。

様式第 2 号（第 5 条関係）

まちなか文化ルーム利用許可書				
年 月 日				
様				
太田市長				
次のとおり太田市まちなか文化ルーム条例施行規則第 5 条の規定に基づき許可いたします。				
利用する施設	文化ルーム・北 文化ルーム・南			
利 用 日 時	曜 日	時 間		人 数
月 日		午前・午後・夜間・全日 時 ～ 時		
月 日		午前・午後・夜間・全日 時 ～ 時		
月 日		午前・午後・夜間・全日 時 ～ 時		
月 日		午前・午後・夜間・全日 時 ～ 時		
利 用 目 的				
利 用 責 任 者	住 所			
	氏 名		電 話	()
利 用 条 件				
使 用 料	円			
減 免 の 有 無	有 ・ 無			

様式第 3 号（第 6 条関係）

まちなか文化ルーム利用変更・取消許可申請書				
年 月 日				
(宛先) 太田市長				
申請者 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話				
次のとおり変更・取消したいので申請します。				
利用許可年月日	年 月 日			
変更又は取消しの内容	変 更 前		変 更 後 ・ 取 消 し	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	取 消 し
	利用施設名			
	時 間	: ~ :	: ~ :	
	そ の 他 (使用料の 差額等)			
変更又は取消しの理由				
添 付 書 類	まちなか文化ルーム利用許可書、領収書等の書類			

様式第 4 号（第 6 条関係）

まちなか文化ルーム利用変更・取消許可承認書				
年 月 日				
団 体 名 代表者氏名 様				
太田市長				
次のとおり変 更・取消 を承認します。				
利用許可年月日	年 月 日			
変更又は取消し の 内 容	変 更 前		変 更 後 ・ 取 消 し	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	取 消 し
	利用施設名			
	時 間	: ~ :	: ~ :	
	そ の 他 (使用料の 差額等)			
変更又は取消し の 理 由				

様式第 5 号（第 7 条関係）

まちなか文化ルーム使用料減免申請書			
年 月 日			
(宛先) 太田市長			
申請者			
住 所			
団 体 名			
代表者氏名			
電 話			
次の理由により使用料の減免を申請します。			
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日 (曜 日)	午前 時 分 から	
	年 月 日 (曜 日)	午後 時 分 から	
利 用 人 員			
利 用 施 設 等			
利 用 責 任 者	住 所 (電話)	氏 名	
減免申請の理由			
※使 用 料	円	※減免使用料	円

注 ※印の欄には記入しないでください。

様式第 6 号（第 7 条関係）

まちなか文化ルーム使用料減免承認書			
年 月 日			
団 体 名 代表者氏名		様	
太田市長			
次の理由により使用料の減免を承認します。			
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日（ 曜日）	午前 時 分 から 午後	
	年 月 日（ 曜日）	午前 時 分 まで 午後	
利 用 人 員			
利 用 施 設 等			
利 用 責 任 者	住 所 （電話） 氏 名		
減 免 の 理 由			
使 用 料	円	減 免 使 用 料	円

まちなか文化ルーム使用料還付申請書			
年 月 日			
(宛先) 太田市長			
申請者 住 所 団 体 名			
代表者氏名			
電 話			
次のとおり使用料の還付を申請します。			
金 円			
年 月 日納付したまちなか文化ルーム使用料の還付金			
還 付 申 請 の 理 由			
還付金受取金 融 機 関	金 融 機 関 名		支 店
	口 座 番 号	(普通・当座)	
	名 義 人	フリガナ	
添 付 書 類	まちなか文化ルーム利用許可書、領収書等の書類		